第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　第十五号ホに該当するプリプレグ又はプリフォームを用いて製造した成型品

ロ　次のいずれかに該当する繊維を用いて製造した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの

（一）・（二）　［略］

三～十六　［略］

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本工業規格Ｂ一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ　玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であって、日本工業規格Ｂ一五一四―一号で定める精度の等級が四級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ　［略］

二～七　［略］

八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ　［略］

ロ　直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（（一）及び（二）にあっては、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。）

（一）　非接触型の測定装置であって、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの

（二）　工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置であって、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

（三）　次の全てに該当するもの

1～3　［略］

（四）　（三）に該当する測定装置の組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　第十五号ホに該当するプリプレグ又はプリフォームを使用した成型品であって、有機物をマトリックスとするもの

ロ　次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの

（一）・（二）　［略］

三～十六　［略］

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格ＩＳＯ三二九〇（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード五以下の玉を除く。）

イ　玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であって、日本工業規格Ｂ一五一四―一号で定める精度が四級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ　［略］

二～七　［略］

八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ　［略］

ロ　直線上の変位を測定するためのものであって、次のいずれかに該当するもの

［新設］

［新設］

（一）　次の全てに該当するもの（レーザー干渉計（自動制御装置とともに使用するように設計したフィードバック機能を有しない干渉計であって、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。）及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）

1～3　［略］

（二）　（一）に該当するものの部分品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの